

公益財団法人黒石市スポーツ協会名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与規則

(目的)

第1条 公益財団法人黒石市スポーツ協会定款第34条第1項の規定に基づき、名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与（以下「名誉顧問等」という。）を置くとともに、同条2項の規定に基づき、名誉顧問等に関する事項を定める。

(名誉顧問等)

第2条 名誉顧問等は、次の各号に該当する者のうちから選任する。

- 2 名誉顧問及び名誉会長は、この法人の会長として本市体育・スポーツ振興に特に功績のあった者を理事会において選任し、評議員会で報告する。
- 3 顧問は、この法人の会長又は副会長であった者、あるいは本市体育・スポーツ振興に功績のあった者を理事会において選任し、評議員会で報告する。
- 4 参与は、この法人の専務理事（理事長）であった者、あるいは本市体育・スポーツ振興に功績のあった者を理事会において選任し、評議員会で報告する。
- 5 名誉顧問等は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(支援金)

第3条 名誉顧問等は、この法人のスポーツ振興の支援として、毎年9月末日までに支援金を納入するものとする。

- 2 支援金の額は次のとおりとする。
1口 5,000円 以上とする。

(支援金の使途)

第4条 前条の支援金は、毎事業年度における合計額の100%を法人会計に充当する。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人黒石市体育協会名誉顧問、名誉会長、顧問及び参与等に関する規程（平成13年3月21日）は、廃止する。
- 3 この規則は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更：第1条）